

浪江町公営企業会計システム  
更新・保守管理業務委託基本仕様書

令和4年7月  
福島県浪江町

# 浪江町公営企業会計システム更新・保守管理業務委託 基本仕様書

## 1. 基本事項

本仕様書は、浪江町公営企業会計システム更新・保守管理業務について、浪江町住宅水道課（以下「委託者」という。）が、実施事業者（以下「受託者」という。）に要求する仕様について定めるものである。

本仕様書に記載された要求事項は、原則として全て実現すべきものであるが、受託者が代替案を提示し委託者がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。

また、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務を遂行する上で効果的と考えられる事項については積極的に提案すること。

## 2. 業務の概要

### (1) 基本的事項

- ① 水道情報活用システムを活用した公営企業会計システム（以下「公営企業会計システム」という。）更新であり、2019年4月26日付で国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によって公開され、2021年2月25日にて開催された委員会により承認を得て、最新版として改訂された標準仕様（改正）（以下、「標準仕様書」）にもとづいて開発された水道標準プラットフォーム（以下、「水道標準プラットフォーム」）を利用したシステムを構築し、現行システムからのデータ移行、並びにそれに付随する業務とシステム稼働後の保守等の業務を実施するものである。
- ② 受託者は、システムの機能が十分に発揮できるように本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。
- ③ 受託者は、業務の実施にあたり、本町条例、規則、関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- ④ 受託者は、業務の履行又はその確認に必要となる業務記録等の書類を整備し、委託者が提出を求めた場合は速やかに提出しなければならない。
- ⑤ 受託者は、業務の履行に関する報告書等を指定された期日までに委託者に提出しなければならない。
- ⑥ 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施するうえで当然必要な業務等は良識のある判断に基づいて行わなければならない。

### (2) 契約の範囲

契約範囲については、受託者契約範囲と水道標準プラットフォーム事業者範囲を想定しており、以下の内容での契約を前提とする。

ア. 受託者契約範囲

システム構築業務ならびにアプリケーション提供業務、システム保守管理業務

イ. 水道標準プラットフォーム事業者範囲

水道標準プラットフォームの共通部分。基本サービスおよびネットワークサービスを想定する。

(3) 入札対象価格

本業務における入札書記載対象は下記「費用内訳表」記載のとおりとする。

費用内訳	入札対象	別途契約（入札対象外）
① システム構築費用 （初期設定費用）※1	・ 入札価格に含めること。	
② 公営企業会計システム （保守、使用料）※1	・ 上水道事業に係る保守、使用料（令和5年4月1日から令和10年3月31日）を入札価格に含めること。 ・ 下水道事業に係る保守、使用料（令和6年4月1日から令和10年3月31日）を入札価格に含めること。	
③ 水道標準プラットフォーム （初期設定費用、使用料、回線使用料）※1	・ 初期設定費用については入札価格に含めること。 （初期設定費用は、令和5年3月31日までの使用料、回線使用料を含むものとする。）	令和5年4月1日以降の水道標準プラットフォームの使用料、回線使用料は浪江町と「水道標準プラットフォーム」を提供する事業者（以下、「水道標準プラットフォーム事業者」という）の間で別途契約する。
データ移行費用	上水道データすべて	下水道データ（固定資産台帳、企業債など、次期システムで必要と想定されるデータ）

※1 上水道事業、下水道事業を対象とする。

(3) 計画準備

- ① 受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議を行い、システム構築に関するプロジェクト計画書を作成すること。また、構築期間内はプロジェクト計画書に従いタスク管理、リスク管理等を行うこと。
- ② 受託者は、作業工程に変更が生じた場合は速やかに変更工程表を提出し、委託者から

その承認を得なければならない。

- ③ 受託者は、おおむね月 1 回以上の頻度で報告会を開催し、業務の進捗状況や課題などを委託者に報告すること。ただし、委託者が認めた場合は報告書の提出をもつて報告会に代えることができる。また、その他必要に応じて随時会議を開催して委託者と情報共有及び課題検討を行うこと。なお、委託者側の職員が参加する会議については、原則として浪江町庁舎内で行うものとするが、オンライン会議方式を適宜取り入れての開催も可能とする。

#### (4) 業務従事者等

- ① 受託者は、本事業と同規模以上のプロジェクトを管理した経験を持つ人員をプロジェクト責任者として配置すること。また、本業務を計画どおりに遂行するために必要な人員配置を行うこと。
- ② プロジェクト発足以降に人員を変更する場合は、委託者の了承を得るとともに、変更後の人員が前任者と同等以上の能力・経験を有することを担保すること。

#### (5) 一括再委託等の禁止

本業務を一括して再委託等することは禁止する。ただし、浪江町に申し入れを行い承認された場合はこの限りではない。

#### (6) 契約不適合

受託者は、成果品の引き渡し後にシステムの障害等及び本仕様書記載事項との相違等（契約不適合）が生じた場合は、直ちに是正措置を行うこと。なお、是正に係る費用等の一切は受託者の負担とする。

#### (7) 個人情報の保護

- ① 受託者は、浪江町個人情報保護条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して上記諸法令等に係る研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。
- ② 受託者は、業務上知り得た個人情報を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。
- ③ その他必要に応じて委託者と協議を行い個人情報の適正管理のために必要な措置を講じるものとする。

### 3. 事業期間

#### (1) 構築期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

ただし、令和5年2月28日（火）までにシステム構築を完了するものとし、令和5年3月31日（金）までの期間は構築されたシステムの検証期間とする。

#### (2) 運用予定期間

令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）

※下水道事業は上記期間中、令和6年3月31日（日）までを試用期間とし、令和6年4月1日（月）より運用開始とする。

### 4. ハードウェアの仕様

#### (1) 基本構成

各機器の仕様については、以下の数量・要求仕様を満たした上で、信頼性・安定性・拡張性等を十分確保できる構成を提案すること。

機器名	数量	数量要求仕様
サーバ	—	(1) 水道標準プラットフォームを活用した構成であること。 (2) 自動バックアップ機能を有すること。 (3) 最低10年間のデータを保存できる容量を有すること。ただし、未収金データについては永年保存とする。 (4) 運用期間中の業務機能追加や処理負担の増大およびデータ量の追加が発生した場合に、サーバスペックの増強などの対応がおこなえること。 (5) 利用回線については水道標準プラットフォーム事業者が定めるメニューから必要となる指定回線（閉域網）を選択すること。 (6) バックアップについては受託者の負担とし、水道標準プラットフォーム上で構築すること。 (7) その他受託者が必要とするもの。
クライアント端末	4台	既存クライアントを利用すること。 スペックは以下の通り。 (1) OSはWindows10 Pro

		(2) オフィスソフト Microsoft Office 2019 Personal
モノクロレーザープリンタ	1台	既存のプリンタを利用すること。 (1) A3 モノクロプリンタ Fujitsu 製 型番 XL-9450E

## (2) 設置場所

設置場所	設置機器	数量
浪江町役場住宅水道課	クライアント端末	4台
	モノクロレーザープリンタ	1台

## 5. ソフトウェアの仕様

### (1) 基本事項

本事業の対象となるシステム（ソフトウェア）の基本構成については、原則として以下のとおりとする。ただし、受託者が提案し、委託者がシステム運用に支障がないと認めた場合は、一部の機能を独立したサブシステムとして設計することができる。

名称	機能一覧
上水道事業向け 公営企業会計システム	予算執行、固定資産管理、企業債管理、貯蔵品管理
下水道事業向け 公営企業会計システム	予算執行、固定資産管理、企業債管理

### (2) ソフトウェア仕様

水道事業体向け公営企業会計システムパッケージ製品を利用し、これに本仕様を満たすための機能追加・変更等を行うこと。機能については別紙システム機能要求書のとおりとし、必要に応じて浪江町職員にヒアリング等を行い、認識の齟齬がないように努めること。また、受託者は、「水道標準プラットフォーム」内にシステムを構築してアプリケーションから機能を提供し、且つ「水道標準プラットフォーム」各種サービス・機能を活用して構築・運用・保守すること。

(3) 各システムの使用ライセンス数

各システムの使用ライセンス数は以下のとおりとする。

名称	数量
上水道事業向け 公営企業会計システム	4
下水道事業向け 公営企業会計システム	4

(4) 水道標準プラットフォームに関する各種手続き

受託者は、委託者が水道標準プラットフォームを利用開始するために必要な下記の手続きについて、水道標準プラットフォーム事業者と連携し実施すること。

ア. 水道標準プラットフォーム利用申請

水道標準プラットフォームの利用開始にあたり、利用申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

イ. 環境（テナント）構築

水道標準プラットフォームの各種機能を利用するために、環境構築申請書に必要な情報を記入し、環境（サーバやテナント）構築を実施すること。

ウ. アプリケーション情報登録申請

水道標準プラットフォーム上に構築するアプリケーション情報を水道標準プラットフォームに登録するために、アプリケーション登録申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

エ. 初期情報設定

水道標準プラットフォーム事業者が必要と判断した際は、水道標準プラットフォームがデータ流通・蓄積を実現するために、初期情報設定シートに必要な情報を記入し、水道標準プラットフォームと連携して登録作業を実施すること

オ. 動作監視設定

水道標準プラットフォーム等においてアプリケーションの状態を監視するために、動作監視設定シートに必要な情報を記入すること。また、水道標準プラットフォームでの表示内容やメールでの通知内容、通知先について検討すること。

6. ネットワーク

(1) 接続回線は標準プラットフォーム事業者が定めるメニューから必要となる指定回線（閉域網）を選択して提案すること。

7. バックアップ

(1) バックアップについては受託者の負担とし、水道標準プラットフォーム上で構築すること。

## 8. 外部データ連携

- (1) 口座振込データは口座振込用の指定媒体（全銀協フォーマット）に作成することができること。  
または 口座振込データは別途委託者にて用意する伝送用端末を利用すること。

## 9. システム構築

- (1) システム構築、データ移行に関する各種協議録を作成し、協議後1週間以内に提出すること。
- (2) 作業は他の自治体において豊富な構築経験があり、本業務に精通した者により行われること。
- (3) 現行システム事業者との調整事項が生じた場合は、委託者を介して対応すること。
- (4) 浪江町の指定する金融機関と口座振込データの読み取りテストを調整・実施し、十分な検証を行うこと。
- (5) 浪江町が実施しているコンビニ収納委託業者（スマホ収納含む）とバーコード読み取りテスト及び収納データの受信テストを調整・実施し、十分な検証を行うこと。
- (6) 現行システム事業者との調整事項が生じた場合は、委託者を介して対応すること。

## 10. データ移行

- (1) 現行システムから抽出したデータを新システムに移行すること。移行にあたっては、正確かつ効率的に作業が進められる方法、手順で実施すること。
- (2) 新システムへのデータ移行について、データ移行の確認作業や確認方法を含め、データ移行の漏れや変換誤り等の検証及び新システムでの動作検証を実施すること。
- (3) 現行システムからのデータ抽出作業は既存ベンダーが行うこととし、その費用は委託者が別途負担するため、データ抽出に係る経費およびデータ移行に関する質問回答経費は見積に含めないこと。
- (4) 提供データについては、各種マスターの他、固定資産、企業債、貯蔵品のほか、現行システムで保有するデータのうち、次期システムで必要と想定されるデータを提供する。なお、提供データのファイルレイアウトは協議のうえ決定する
- (5) 原則として、抽出した現行システムのデータは全て新システムに移行するものとする。  
ただし、委託者が不要と認めたものについてはこの限りではない。
- (6) 現行システムデータの提供回数は、データ分析用、テスト用、本番用の計3回とする。
- (7) 提供データ形式はCSV形式、文字コードはシフトJISとする。
- (8) 提供データと合わせて、ファイル設計書、コード一覧表、外字ファイルも提供する。

## 11. 研修・マニュアル整備

- (1) 職員等によるシステム操作に支障が生じないように、受託者は委託者と協議の上で研修計画を作成し、研修（操作説明会）を実施すること。



- (2) 研修については、資料等を使用した机上研修だけでなく、研修用端末を使用した操作研修も行うこと。
- (3) 研修会場は原則として浪江町庁舎内で行うこととする。
- (4) 研修資料、研修用端末その他研修に必要な機材は受託者が準備すること。
- (5) 受託者は、システム管理者向けマニュアルを2部以上、各システム利用者向けマニュアルをそれぞれ2部以上提供すること。また、運用開始後のシステム改修やバージョンアップ等があつた場合は、速やかに各マニュアルの更新を行うこと。

## 1 2. 保守・運用業務

### (1) システムの保守期間

システムの保守期間は、システムの本稼動から60ヶ月とする。なお、ハードウェアのサポートバック期間と保守期間が合致しない場合は、サポートバックが適用されない期間については、受託者の負担において同等の保守を行うこと。

### (2) 保守・運用体制

システム稼動開始前に、受託者側の保守・運用体制（対応窓口、連絡先、担当者など）について委託者に報告すること。

なお、対応窓口の開設時間は平日午前8時30分～午後5時15分とする。

### (3) 運用業務

#### ① 問合せ等対応

委託者側職員からのシステム運用・操作に関する問合せ等に対応すること。

また、システム稼動開始直後や年度更新時期は問合せ件数が増加することが見込められるため、十分な体制を整備すること。

#### ② データ修正等への対応

委託者の誤入力、変則的な事例等に関するデータ修正に対応すること。

### (4) 保守業務

#### ① 基本事項

ア. 受託者は故障発生時、速やかに障害の切り分けを行い、「水道標準プラットフォーム」側の不具合の対応については、水道標準プラットフォーム事業者と連携して対応すること。

イ. 保守を適切に実施できる体制を構築し、水道標準プラットフォーム上で保守体制連絡表を登録設定すること。また、連絡体制表の担当者、連絡先が変更になった場合は速やかに変更を行うこと。

ウ. 障害発生時の対応は、即日復旧を原則とすること。ただし、委託者と受託者にて協議のうえ後日対応とした場合はこの限りではない。

#### ② 水道標準プラットフォーム上での保守

エ. 業務受託者は、原則として24時間365日（最小限の計画停止、定期保守、水道標準プラットフォームに起因する停止を除く）のサービス提供を行うこと。

また、問い合わせについては、水道標準プラットフォームの問合せ機能またはメールで、24時間365日受付可能なこと。(ただし、障害対応の一時窓口は業務受託者にて実施し、障害の切り分けを行うものとする。)

- オ. 業務受託者は、水道標準プラットフォームの機能を活用し、システムの異常時には速やかに委託者に通知すること。
- カ. 業務受託者は、システムダウンまたは機能制限を生じる計画停止、定期保守を行う場合は、事前に通知すること。
- キ. 業務受託者は、システムが常に正常に機能するよう保守管理を実施すること。また、システムのソフトウェアは、常に最新バージョンで提供すること。

### ③ ソフトウェア保守

- ア. システムの不具合への対応をすること。
- イ. 機器の故障による公営企業会計システムデータ破損等、浪江町では対応できない場合の公営企業会計システムデータの復旧を行うこと。
- ウ. システムの修正プログラム適用やバージョンアップへの対応をすること。
- エ. その他法令等の改正への対応をすること。ただし、システムへの影響範囲に応じて有償/無償の判断は別途協議により行う。
- オ. システムに関係するソフトウェアのメーカーから、修正プログラムが公開された場合は、必要性及び影響を調査し、浪江町へ報告すること。また、修正プログラムの適用は、浪江町と協議した上で行うこと。

## 1 3. 次回更新時サポート業務

当初運用予定期間終了後（令和10年度以降）におけるシステム運用・調達方針を検討するために必要なサポートを行うこと。なお、この検討は令和8年度以降に行うことを想定している。具体的には以下の項目について資料提供・助言等を行うこと。

- (1) システム使用期間の終了時、システムの引き継ぎに伴って他ベンダーへのデータ移行が発生する場合、受託者は「標準仕様書」で定められた方式にて水道標準プラットフォーム上のファイル蓄積にCSV形式でデータを出力すること。また、水道標準プラットフォーム内のマスターにデータ登録を行い、浪江町に誠意を持って協力するものとする。
- (2) ハードウェアおよびソフトウェア継続使用の可否
- (3) ハードウェア更新を伴うソフトウェア継続使用の可否

## 1 4. 参考情報

本町の事業規模及び各システムに関する情報については以下のとおりである。

なお、各項目については原則として令和3年度の数値を記載している。

また、システム利用者人数は単年度における不可用者数の目安であり、システムに登録できる利用者数の上限を示すものではない。

(1) 事業規模

項目		内容
水道事業	給水人口	21,000 人
	給水件数	21,000 件
下水道事業	処理人口	17,000 人
	処理件数	17,000 件

※下水道処理人口及び処理件数は、公共下水道事業、農業集落排水事業の合計

(2) 上下水道公営企業会計システム関係

項目	内容
水道事業会計伝票起票件数	約 1,000 件／3 年度
水道事業固定資産	約 1,000 件
水道企業債	約 100 件
水道貯蔵品	約 1,000 件
下水道事業会計伝票起票件数	約 1,000 件／3 年度
下水道事業固定資産	約 1,000 件
下水道企業債	約 100 件
システム使用者	5 人